

建設水道常任委員会

平成20年5月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
都市建設部長	清水 建也	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	角井 敏文	観 光 産 業 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	井上 究	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都市整備課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	佃田 眞規
下水道課長補佐	上田 俊雄		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 宮崎委員、浦野委員

委員長 皆さんおはようございます。
審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございましたので、当委員会所管の都市建設部、また上下水道部の異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 どうもありがとうございました。ただ今ご紹介ありました方につきましては、既に4月1日から各部署についていただいております。それぞれの持ち場をしっかりと担当していただいて、町民の負託に応えていただきますようによろしく願いいたします。

それでは、委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

（ 午前9時3分 休憩 ）

（ 午前9時3分 再開 ）

委員長 それでは、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。
町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けいたします。
芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、浦野委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告をさせていただきます。

まずお手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

平成20年度の工事進捗状況でございます。

まず、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事、図中赤色路線と青色路線につきまして、まず、龍田西污水幹線工事が約530m、場所的に申しますと観光会館付近でシールド機械を掘進いたしております。また、神南污水幹線工事につきましては、防音ハウス及びシールド設備の撤去を終え、現在、埋め戻し復旧等の作業を進めており、龍田西污水幹線工事が進捗率52%、神南污水幹線工事が85%の進捗率となっております。

また、3月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました神南4丁目地内で施工を進めております2工区-1工事、図中黄色路線につきましては、関係機関への協議等及び準備作業を進めており、現在、進捗率といたしましては5%となっております。

次に、平成19年度の繰越事業といたしまして進めております興留1丁目地内、14工区-7工事、そして図中ピンク色路線及び服部1丁目地内、11工区-6工事、図中薄緑色路線につきまして、現在、工事着手前の家屋調査及び地下埋設物等調査を進めており双方共に進捗率5%となっております。

次に、神南3丁目地内、2工区-2工事、図中紫色路線及び興留1丁目地内、14工区-8工事、図中薄紫色路線でございますが、6月議会定例会で契約の締結のお願いをし、施工を考えております工区で、

後程、詳しくご説明をさせていただきたいと考えております。また、龍田2丁目地内、4工区-3、図中肌色路線でございますが、先程の2工区-2及び14工区-8工事ともに明日、5月22日に入札を執行いたします。

つづきまして、お手元資料2枚目、1-2をご覧くださいませでしょうか。

まず、平成20年3月31日（平成19年度末）の接続の状況でございます。

申請受付件数が、1,520件、検査済み件数が1,490件、融資あっせん利用総数につきましては26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件でございます。

また、平成20年4月30日現在の接続に関する状況につきましては、申請受付件数が1,533件、検査済み件数が1,507件、融資あっせん利用総数につきましては26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が17件でございます。

今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

そして最後に、一件ご報告事項がございます。

平成20年5月19日（月）でございますが、興留5丁目地内、第一地所自治会内におきまして、既存雨水・雑排水管に汚水が流入しているとの通報があり現地を確認いたしましたところ一軒の家屋より雨水ますに汚水管が接続されていることを確認いたしました。

当家屋につきましては、排水設備等計画確認申請書は提出されており、平成19年6月に排水設備の完了検査も終えているところでございます。しかし、このような事態が発生した原因につきまして調査いたしましたところ、この区域の整備は、平成7年度に施工された区域で、当時、当該敷地に1戸の建物が建っており、公共ますも1箇所設置されておりました。その後、家屋を取り壊しされ、2敷地に分譲された後、2戸の建物が建築されたもので、造成時に当初、設置されておりました町の公共汚水ますを埋めてしまわれ、同種同型で町公共汚

水ますに酷似したますを新期に設置されたものでございました。それを既存の雨水・雑排水管に接続されていたものであり、そのますを町が公共汚水ますと誤認したものであることが判明いたしております。この件につきましては、平成15年度、下水道台帳作成時、公共汚水ますと位置付けをし、誤認した状態で登録をしてしまい、町も現地の状況を確認しないまま公共下水道台帳どおりの指導をしたことが原因でございます。

現在の状況につきましては、昨日、公共下水道への接続替え工事を完了し、既存雨水・雑排水管につきましては、専門の機械を投入し、清掃、消毒を進めており、本日完了する予定でございます。

今後、このようなことが発生しないよう下水道台帳と工事竣工図面の整合を図り、同時に現地の確認を行うとともに、再発防止に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが継続審査でございます公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 これ平成7年当時にその汚水ますと雨水ますということの中で、平成7年の段階でもう既にそういう形で進んでたということなんですか。

上下水道 平成7年の段階では1件の建物が建っておりまして、そこの建物に部長 対しまして、1個の公共ますを接続して、工事を完了してございました。公共下水道の工事を完了してございました。ですから、その段階では公共下水道管に汚水ますは、接続されたますは、設置されておったという状況でございます。

西谷委員 これ実際に斑鳩町の職員が台帳に載せるときに既に間違うたという

んやけど、具体的になかなか、どないしてそんな間違いが起こるのか、ちょっとイメージがしにくいんやけど、具体的にはどういうことが原因でそういうことがあったんかというのを聞いとかと、実際また同じような事が起こるかわからんので、念のために聞いておきます。

上下水道
部長 まず、この土地につきましては、1件の建物を取壊し、毀たれまして、そして更地にされました。その時に、盛土をされた状況だと考えております。その時に、敷地の隅に設置しておりました公共ますを埋めてしまわれたと。だからその段階で、毀ちの業者さんにつきましては、公共ますとしての認識はなかったと、そんな状態だと確認しております。

西谷委員 あのね、例えば、今後も多分こういう事が実際にはその当初は公共ます1件やったやつが2件なったりとかいうのはこうあると思うねんけど、実際の今後のやっぱり対策として、さっき言われたけど、もっと具体的に、例えばこうしたら絶対にそういう間違いないんやというように、その辺のところ、間違えた問題点とか、その辺のところ、どのように、もう少し具体的にちょっとその分析した内容を教えてほしいんですけど。

上下水道
部長 まず、今後の対策といたしましては、現地及び施工図面ですね、完了図面ですけども、その図面と照らし合わせて、そして、その図面と再度下水道台帳作成時に整合させるということでございます。そして、我々職員といたしましては、万一、毀ちの現場、もしくは更地になった現場等を発見した段階で、宅ますの位置、公共ますの位置を図上もしくは台帳で確認し、整合をとって、確認を再度進めていくという対策をとるべきだと思っております。

委員長 これにつきましては、たまたま地元の方が確認されたということで思うんですけど、地元に対しての協議というんですか、このことにつ

いての対処はどういう形になっていたかということをお聞きしたいと思います。

上下水道
部長 地元に対しましては、昨日、一昨日もですけども、周辺の住民さんにご説明をさせていただきまして、そしてまた自治会長さんを通し、回覧、昨日晚ですけども、急きょ回覧をまわさせていただきまして、本日清掃作業をするということで、周知させていただいたと、そういった状況でございます。

委員長 あと、汚水が流れたことよっての流末の吐け口の所の汚水の状況等、また後ほど検査いただければと思います。
他にございませんでしょうか。

議 長 ちょっと一点、細かいこと聞きますけどね。そのお宅は公共下水道に繋がずに、雨水ますに繋いでたということですよんか。今までの公共下水道の使用料というのはどうなりましたん。

上下水道
部長 実際に公共下水道に接続されていたと思われて、使用料をいただい
ておったという状況でございます。そしてその件につきましては、昨日、ご本人さんに、お宅にお伺いしまして、いつからいつまでこの状態、接続されてから今日、もしくは賦課される日にちまでの料金について、ご協議させていただきまして、返還するというご了解いただきました。

西谷委員 この使用料について、当然返さなあかんけども、期間というのは、結局間違えてた期間というのはどれくらいなんですか。

上下水道
部長 検査完了いたしましたのが昨年、19年の6月でございます。それから今月にいたるまでの間でございます。

(「ちょうど約1年間」との声あり。)

委員長

そこの家の方がね、おそらく知らずにということになってるわけですが、周辺の方にとっては、誤解とかいう形で受けられる場合もありますんでね、その辺はしっかりと周辺の方にその原因、どういう風になったんかということを確認に周知していただきたいと思えます。

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、都市計画道路の整備促進に関することについて、ご説明を申し上げます。

まずはじめに、いかるがパークウェイについてでございます。

岩瀬橋の下部工工事についてでございますが、下部工工事のうち、橋脚と右岸側の橋台の工事がほぼ終了いたしておるところでございます。現在、右岸側の河川公園部の復旧等が行われているところでございます。当該工事につきましては、6月の出水期からは一時休工となりまして、秋の渇水期には左岸側の橋台工事を再開されることとなっております。

次に、稲葉車瀬地区におけます埋蔵文化財の発掘調査ですが、先月中旬より残ります区間の調査が再開されているという状況でございます。

続きまして、五百井・興留区間でございます。県道大和高田斑鳩線

との取り合い部分につきまして、現在、国で計画案の作成を進められているところをごさいますして、計画案がまとまりましたら周辺地域の皆様への説明会等が実施されることになっております。また、この区間では一部で建物の補償調査も実施されているところをごさいますして、事業は順次進められているところをごさいます。

次に、岩瀬橋から国道25号三室交差点間までの接続に必要な道路構造、あるいは交差点計画についてでございますけれども、これの具体的な検討が加えられている段階でございますして、改めまして協議をさせていただくことになっております。

今後、近隣の地域の皆様方とも十分協議をさせていただき、地域により良い道路となるよう計画協議を努めてまいりたいと考えております。

以上が、簡単ではございますが、いかるがパークウェイについての進捗状況の報告でございます。

続きまして都市計画道路法隆寺線についてでございます。

残っております事業用地の内、先程、副町長のご挨拶の中にもありましたように、1件だけが未買収ということで残っております。用地の取得率といたしましては、面積的に96%でございますして、引き続き残っております地権者の方には早期に協力いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

この法隆寺線についてでございますが、工事の状況と予定のご説明申し上げます。後程、6月定例会提出予定議案として工事請負契約の締結について詳しくご説明をさせていただきますけれども、龍田南2丁目の町道446号線から小吉田2丁目のパークウェイの現在出来ておりますモデル区間の交差点まで、この間の道路築造工事を今年度実施してまいりたいと考えております。

また、現在、それに先立ちまして、小吉田2丁目地内で、2月に住宅を解体していただきました方の部分におきまして、宅地と道路との境となります擁壁について、先行して工事を行っているところをごさ

います。所有者の方が買収をいたしました残地において、新しい建物の建築計画を進められておりまして、そのスケジュールと整合をはかる為に、先行して工事発注を行ったところでございます。

工事につきましては、4月17日に入札を行いまして、工期は4月18日から6月30日までの工期で、株式会社松田建設さんが請負をされておりまして、請負金額は588万円でございます。

簡単ではございますが、以上が都市計画道路の整備促進に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
吉野委員。

吉野委員 直接このパークウェイに関してというよりもですね、前回と前々回にも質問させてもらいましたけども、榎考研が埋蔵物の発掘調査をされておりまして、ごく一部の地域のみ説明会を開いたと。どうして、あれだけの遺跡が出てきて、大変身近な遺跡であるにも関わらず、全町民とかに広報しなかったのかということについて、前回も町長さんからご回答いただきましたんですけども、まだまだ残っていると。それについては、どのような方向で説明会を行う予定でしょうか。

都市整備課長 現在、先程ご報告申し上げましたように、発掘調査が進められてございます。

この発掘調査でどういった物が出土してくるかということにもよると思いますが、榎原考古学研究所におかれましても、当然、皆様方に見ていただく必要があるものにつきましては、説明会なりですね、そういった方策を講じられていくということには聞いておりますが、今のところ、どういう形でされるか、これは出土の状況にもよりますので、何とも言えない状況でございます。

吉野委員 この件について、奈良国道の方に行きまして、どうしてこの件につ

いては、もうちょっと住民説明会ということでやっていただきたかったと、広範囲にですね、やってもらいたかったんですけども。これをその広範囲にということを考えなかったというのはどうしてですかという話を担当課に聞きに行きましたところですね、これに関して直接的な回答はなくてですね、斑鳩町さんはどんな思われてられたんでしょうかねとか、檀考研さんはどうかと、皆さんこう逃げの方向と言うんですかね。どこも責任持たない方向で回答が出てきて、斑鳩町の住民としてはですよ、藤ノ木古墳は確かに超一級の古墳であり文化財であるかも知れませんが、つい2、3百年前にこういう状況で、今、発掘している場所、ほとんど全面的に当時の武家集団のお屋敷跡がずら一って出てきたというのは、小中学生などには大変、自分の里、自分の地域を愛するためにもですね、重要なものが出てきたわけですよ。それをほんの一部の住民にしか説明しなかったというのは、これは文化としても、子供に対する教育にしても、あるいはこういう事に対して理解のある斑鳩町の大店っていうか、住民に対しても大変マイナスであったんじゃないかなと思います。ですから、次にまたこういう事をやる場合にはですね、全面的に新聞公開しまして、斑鳩町のみばかりではなく、これ片桐さんの関係の遺跡も多いわけですから、他の町にもですね、広域に連絡して、是非とも公開していただきたいと思います。これは町の方から檀考研にもうひと押しもふた押しもしてですね、檀考研は前回の時も大々的な発表を行ってもいいような態勢で出てきたわけなんです。おそらくかなりの費用もかかっているだろうと思います。それを利用しない手はなかったんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件については、一定の審査を行ったというこ

とで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備
参事

それでは、 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて報告させていただきます。

駅南口広場も 3 月末をもって工事を完了いたしております。現在は駅周辺の道路整備に向けて、 1 号線、 2 号線、 5 号線の各路線について、事業を推進しているところでございます。これらの進捗状況について簡単にご報告させていただきます。

はじめに、駅南口の 1 号線でございますが、昨年度において作業を進めてまいりました路線の測量設計により、道路線形が概ねまとまりましたことによりまして、関係機関との協議を進めながら、また事業用地の取得を要します J R とも協議を進めてきたところでございます。また、今後の予定でございますが、工事の着手の時期といたしましては、本年 10 月頃を予定いたしております。沿道の自治会並びに地権者の方々にも路線の概要説明を行いまして、ご理解を得てまいりたいと考えております。

続きまして、 2 号線でございますが、 1 号線とあわせて昨年度において測量設計を終えております道路の線形が概ねまとまりましたことから、去る 3 月 29 日に地権者を対象に説明会を開催いたしましたところでございます。説明会では主に道路の線形や道路の計画高、また用排水路の関係について説明をいたしまして、地元のご意見を伺ったところでございます。説明会におきましては、特段のご意見も出なかったという状況から、各地権者に対しまして、個別にご意見等を伺うことで終えております。その後、事業用地にかかります地権者に対しまして個別対応を行なってまいってきております。概算でございますが、事業用地にかかります潰れ用地の面積を報告するとともに、道路計画に対するご意見をいただいていたところでございます。主な意見の内容といたしましては、地権者全体の意向を尊重することを前提に概ね

道路計画についてのご理解をいただいたという状況でございます、また、数名の方からは代替地確保の条件、あるいは残地等の買収などの要望も伺っております、今後、これらの条件整理を行って、再度対応させていただくことで一定のご理解を得ております。

また、新家地区内の道路計画につきましては、駅前にアクセスする根幹となる道路でございますことから、地区北側の市街地部分におきましても道路線形や広場計画を検討することといたしております、このことから、今後、市街地部分の地元調整を図りながら調査等を進めてまいりたいと考えております。

次に、駅北口の5号線の関係でございますが、昨年度に現況測量調査と道路東側にあたります建物等の補償調査業務を実施しております、現在は道路線形の精査及び建物等の補償調査の成果を基に、現在内容の整理作業を進めているところでございます。こうした作業がまとまりましたら、地元関係者に対しまして説明を行ない、事業へのご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業についての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等があればお受けいたします。
吉野委員。

吉野委員 またこれも付随的なことなんですけども。南口には立派なメモリアルの時計塔ができております。なかなかいいデザインで、新しい法隆寺駅には似つかわしいかとは思いますが、時計の機能としてはですね、北口の方にも是非、すっきりとしたデザインの、建物に付着というんですか、屋根の下ぐらいに大きな時計があったらいいんじゃないかなと思うんですけども、こういう計画はなされていないのでしょうか。

都市整備 5号線と北口の広場の関係で、時計の設置ということでございます

課参事　　が、我々といたしましても、南口にも設置しておりますので、北側の今年度、一部また5号線の整備が進められるものでしたら、それらを一体的に検討してまいりたいと。また、モデル的にはまたこれから更に検討してまいりたいということで思っておりますので、よろしくお願い致します。

吉野委員　　もう一つ、前回確か、役場の方々が休日などにボランティアで観光案内所の方へ詰めておられて、その纏ったようなものを、どういう風な、感想というんですか、ものを、いずれ発表するというように聞いておりますが、それはいつになりますでしょうか。

観光産業課長　　駅案内所における案内業務の集計ですが、一応19年度については、一応纏めてきておりますので、これの内容等につきましては、次回の委員会にも報告させていただきます。

委員長　　他にございませんでしょうか。
浦野委員。

浦野委員　　駅舎、自由通路また駅周辺どんどん整備が進んでるわけなんですけれども、乗降客というか観光客というか、増は、増加しておるんでしょうか、その辺、把握されておりますでしょうか。

都市整備課参事　　我々といたしまして、駅ともそういった情報について、確認をいたしているところでございますけれども、今までと横ばい状況であるといったような状況で、駅の方から報告受けております。

副町長　　今、今西参事が申し上げたとおりでございますけれども、通勤客という乗客につきましては、一定に推移してるのと違うかなと、ただ、法隆寺の観光客等の乗り入れといたしますか、それにつきましては、JR東海の方で色々こう宣伝をされております。そういう事を見られた

お方が法隆寺駅に向かって、法隆寺の方にお参りすると、観光するといふことが言われてるといふ状態でございます。そうすればその状況が、はっきり人数は掴んでおりませんが、若干、JR東海等が、また我々のパンフレットによって、整備したものを啓発してますからね、若干はやっぱりそういう風なものを見ながら法隆寺駅を利用していただけてるのではないかなと、このように思ってます。

委員長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、6月定例会に提出が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

まずはじめに、(1)平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道部長 それでは、6月議会定例会に提出を予定しております議案についてご説明をさせていただきます。

平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、2つの議案につきまして、6月議会に上程し、審議をお願いする予定でございますが、これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから工事の請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)のご説明をさせていただきます。

まずお手元資料の2をご覧くださいませでしょうか。

工事名は、斑鳩町都市水環境整備下水道事業、第11処理分区2工

区－２工事で契約の方法につきましては、指名競争入札、工事場所及び工事概要につきましては、資料の２枚目に付近見取り図、３枚目に詳細図を添付いたしておりますのでご参照いただけますようお願いいたします。

工事場所は、神南３丁目地内で塩田橋北詰めから竜田川右岸町道５０３号線を南下、路線延長といたしましては約２４０ｍ、その内容といたしましては、小口径推進工法で口径４００ｍｍを約２４０ｍ、サービスマン管といたしまして、開削工法で口径２００ｍｍを約１１０ｍを施工する予定でございます。

工事期間につきましては、議決後、平成２０年６月２３日より、２２０日、平成２１年１月２８日までを予定いたしており、入札につきましては、明日、５月２２日に執行いたします。

以上、簡単ではございますが、６月議会定例会に提出を予定しております、平成２０年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その１）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（２）平成２０年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）、理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成２０年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その２）のご説明をさせていただきます。

お手元資料－３をご覧くださいませでしょうか。

工事名は、斑鳩町都市水環境整備下水道事業、第１３処理分区１４工区－８工事で、契約の方法は指名競争入札、工事場所及び工事概要

につきましては、お手持ち資料の2枚目に付近見取り図、3枚目に詳細図を添付いたしておりますのでご参照いただけますようお願いいたします。

工事場所につきましては、興留1丁目地内で路線延長といたしまして約839m、その内容といたしましては、低耐荷力推進工法で口径200mmを約24m、開削工法で口径200mmを約815m施工する予定でございます。

工事期間につきましては、議決後、平成20年6月23日より、275日、平成21年3月24日までを予定いたしており、入札につきましては、明日、5月22日に執行いたします。

以上、簡単ではございますが、6月議会定例会に提出を予定いたしております、平成20年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、（3）都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、6月定例議会提出予定議案の内（3）都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結について、ご報告を申し上げます。都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事の契約についてでございますが、6月議会に上程いたしまして、ご審議をお願いする予定でございます。これにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約について、議会の議決を求めるものでござ

います。

都市計画道路法隆寺線（町道４０１４号線）整備工事請負契約の締結についてご説明させていただきますが、明日、５月２２日に郵便によりまず指名競争入札を執行される予定でございます。

それでは、お手元に配布をさせて頂いております資料４をご覧いただきたいと思っております。工事名、都市計画道路法隆寺線（町道４０１４号線）整備工事請負契約でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工事の内容でございますけれども、お手元の資料の２枚目のＡ３版の図面、平面図をご覧いただきたいと思っております。工事場所は龍田南２丁目から小吉田２丁目の間でございます、この図面に着色しております部分につきまして工事を行うものでございます。中央公民館の南側の現在供用をしております南端からいかるがパークウェイ小吉田モデル区間の交差点までの施工延長１８０ｍの範囲でございます、この図面右下に示しておりますように、凡例でございますが青色で着色している部分が車道になる部分でございます。茶色につきましては歩道、緑色は植栽を示しております。

主だった内容といたしましてですけれども、この青色の部分につきまして騒音の低減をはかることができる排水性舗装にて施工いたすこととしております。また、歩道につきましてはいかるがパークウェイとともに歴史街道計画整備プランにも位置付けられている路線でございます、「ゆとりとうるおいのある歩道景観」の整備ということで、既に供用を開始しております区間と同様に自然色によりまず舗装あるいは植栽帯の整備を行うものでございます。またこの区間の中央この図面によりまずと中央の下の緑色の部分の上のところですが、一部分に歩道の溜まり空間を設けまして休憩スペース等を併せて設置をしていくというふうに考えております。この区間の整備がなされますことによりまして、中央公民館の南側から小吉田区間につきましての道路整備が完了すると、あとは国道２５号の取り付けを残すという状況になってございます。

なお、この工事の期間につきましては、議会の議決をいただきまし

た後、275日間で平成21年3月24日までの工期を予定いたしております。

以上簡単ではございますが、6月定例議会に提出を予定しております議案、都市計画道路法隆寺線（町道4014号線）整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 この植栽についてなんですけども。この工事区間ですね、ちょうど北側、もう整備された区間があると思うんですけども、さざんかが植えられてまして、去年、毛虫が大発生したんです。それで私、建設課に苦情を申し出たんですけども、早速駆除していただいたんですけど、今後こういった植栽される時に、やっぱり樹木の剪定をきっちりやっていただきたいということ申しておったんですけども、この植栽の木はもう決まってあるんですか。

都市整備課長 今回植栽をいたしますものですが、今委員のおっしゃったさざんかは今回は使用はいたしません。今回につきましては、先程、ご指摘ございました区間の植栽と同様に、車道側に植栽してるんですけども、これにつきましては、ハナミズキの中木とサツキツツジの低木を植栽をする予定でございます。あと、法面につきましては、地覆類といたしまして、シバザクラを施すと、こういう状況でございます。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、6月定例会に提出予定の議案については、あらかじめ説明を

受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)と、次の(2) 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)は、同一事故にかかる損害賠償額の決定とその予算措置でございますので、一括議題といたします。理事者の報告を求めます。

加藤建設課長。

建設課長 それでは、各課報告事項の(1)及び(2)につきまして一括で説明申し上げます。

まず、(1)の議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)でございます。資料5をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長 この事案の概要でございますが、本年3月10日月曜日の午後7時頃でございますが、町道401号線、通称服部道でございますけれども、小吉田1丁目10番8号、大東宅前の道路におきまして、交通安全対策として通行車両が軒先等に接触しないよう設置してありました支柱の先端部分、約50cm程度ですが、腐食していたため落下し、走行しておりました奥井様の車両の左前部に接触し破損させたものでございます。

この事案によります奥井様の車両の修理代金等といたしまして、33万6,746円の損害賠償を行うことで5月16日に奥井様と示談が成立いたしましたことから、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

日頃より定期的な道路パトロールや町職員にも道路等の損傷について報告を受け対応するなど、安全対策に注意を払っているところでご

ございますが、今回こういった事案が起きましたことについて、誠に残念であり申し訳なく思っております。

なお、今回の事案を受け、こうした支柱が設置してあります町内、特に神南、高安、並松、三町自治会等の安全点検を行ったところでございますが、本事案以外に1ヶ所、同様に腐食した支柱があり、取り替えを行ったところでもあります。

今後も道路パトロールには細心の注意を払い、異常を発見した場合、また通報等があれば迅速に対応してまいりたいという風に考えております。

続きまして、(2)の議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について)でございますが、資料6をご覧いただきたいと思っております。

まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

建設課長

この補正予算につきましては、先程説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ33万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,033万7千円とするものでございます。その内容につきまして、資料6の予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思っております。まず、歳入の方でございますけれども、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第6節雑入に総合賠償補償保険金といたしまして、33万7千円を増額補正するものでございます。次に5ページをご覧いただきたくと思っております。歳出では、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第22節補償補填及び賠償金に、33万7千円を増額補正するものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。

(補正予算書朗読)

建設課長　　なお、（１）及び（２）の２議案につきましては、６月定例議会の初日にご報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

　　以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。　浦野委員。

浦野委員　　その支柱というかポールなんですけども、柿色の丸い、こうちょっと軒を保護するような感じのポールですね。

建設課長　　おっしゃっている通りでございます。

浦野委員　　あれ多分カーブミラーとかの支柱を利用されてるかと思うんですけど、ほとんど全部てっぺんが円く空いてると思うんです。蓋してないと思うんです。したがって、雨が入っての腐食になってきてると思うんですけども。やはり設置する際に資材をもうちょっと点検せないかんのかなと、日頃私も考えておったんですけども。それともう一点、軒が出てる場合があると思うんですけども、軒が出てんのに住民から言われて、軒当てられたらかなんからポール設置してくれと、それで役場の方で設置した。で、折れてこういった車両の補償せんなんという事態じゃないかなと思うんですけども。ちょっと軒、私確認してませんので失礼なことを申してるかもわかりませんが。要は問題点２つあると思うんです。そのポールが、てっぺんを蓋したポールを、今後使用すべきだと。で、今立っててるポールにも何か、樹脂かなんかで蓋すべきじゃないかなと。それと、軒先、やっぱり出ている軒先については、町道に被さってますということで、住民の方に軒を切っただくとか、いうことをせないかんとと思うんですけど、その辺につ

いてどうお考えでしょうか。

建設課長 一応、この事案起こりまして、全てのポールを確認させていただきましたところ、軒が道路上にはみ出ているという状況はございませんでした。もう一点、ポールの先端部分のキャップでございます。これにつきましては、先程言われたとおり、上が、キャップがないものもありますし、それからカーブミラーの支柱を活用しておりますので、そのカーブミラーを設置するところのボルトの穴、これも開いた状態にありますので、そこからやっぱり雨水等が入り込んで、腐食していくことが原因かなという風に考えておりますので、その辺については対応してまいりたいという風に考えております。

浦野委員 この金額につきましては、いわゆる保険とかの対象にはならなかったんでしょうか。まったく斑鳩町からの出費になるんでしょうか。

建設課長 すべて損害賠償保険の対象になります。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(3)平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めます。
加藤建設課長。

建設課長 それでは(3)の平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)について、ご説明申し上げます。まず建設課所管に係わります分につきましてご報告を申し上げます。資料7をご覧くださいと思います。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、道路新設改良事業で7, 3

50万円を平成20年度に繰越すものでございます。

その内容につきましては、前回、前々会の委員会でご説明申し上げましたように、町道308号線（新家・目安線）、それから362号線（高安のあくなみ道）、327号線（幸前の国道の回轉寿司屋の北側）、神南3丁目地内道路（通称5号路線）の4路線につきまして、進捗状況について以前からご説明申し上げておりましたが、関係者との交渉を現在も順次行っておりますことから、翌年度に繰越し、事業を進めるものであります。

以上、建設課所管に係ります、平成19年度繰越明許費繰越計算書のご説明とさせていただきます。

委員長 藤川都市整備課長。

都市整備課長 続きまして都市整備課所管に係りますものについて説明をさせていただきます。

第4項都市計画費、事業名、法隆寺線整備事業でございます。主に小吉田地区におけます事業の進捗状況から、予定しておりました道路築造工事が未実施となりましたことから1億2,327万5千円を繰越させていただくものでございます。財源といたしましては、国庫支出金で1,815万円、地方債で8,750万円、一般財源で1,762万5千円を充てさせていただく事となっております。

この繰越しでございますが先程6月定例議会提出予定議案及び都市計画道路整備促進に関することについての中でご報告を申し上げました工事で主な工事を執行していくという状況になってございまして、20年度で執行していく状況でございます。

以上が平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(4)平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道部長 それでは平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)について説明をさせていただきます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づきまして、継続費の平成19年度にかかる歳出予算の経費の金額のうち、通次繰越をいたしました金額につきまして、同法施行令第145条第1項の規定に基づき議会にご報告させていただくものでございます。

恐れいたします、お手元資料8をご覧くださいませでしょうか。

この報告につきましては、平成18年度に議決をいただきました公共下水道事業(龍田西污水幹線)及び平成19年度に議決をいただきました公共下水道事業(第11処理分区2工区-1)の継続費のうち、平成19年度に通次繰越をいたしました金額につきまして6月議会定例会において、ご報告させていただくものでございます。

まず、公共下水道事業(龍田西污水幹線)の通次繰越額につきましてご説明をさせていただきます。表の真ん中よりも若干右の方向でございますが、1億6,140万円でございます。その財源につきましては、国庫支出金で8,070万円、地方債で8,070万円でございます。

これは、龍田西污水幹線工事につきまして、完成年度であります平成20年度までの事業の計画、継続的な実施を図りたいため通次に繰り越しをいたしましたものであります。

なお、この工事につきましては、平成20年10月31日に完了する予定でございます。

そして次に、公共下水道事業（第11処理分区2工区-1）についてでございます。逡次繰越額につきましては、同じく真ん中よりも右手方向でございますが、1億2,700万円でその財源につきましては、国庫支出金で6,350万円、地方債で6,350万円であります。

これは、先程と同じく2工区-1工事につきまして、先程と同じく完成年度でございます平成21年度までの事業の計画、継続的な実施を図りたいため、逡次に繰り越しをさせていただいたものでございます。なお、この工事につきましては、平成21年12月14日に完了する予定でございます。

以上で、6月議会定例会におきまして、ご報告する予定でございます平成19年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、次に（5）平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）について、理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道部長 それでは、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）について説明させていただきます。

本報告につきましては、3月議会定例会におきまして、繰越明許のお願いをし、興留1丁目及び服部1丁目地内で面整備工事を発注し、整備区域の拡大進めているところでございますが、その繰越明許費繰

越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

お手元資料9をご覧くださいませでしょうか。

繰越計算書でございます。

第1款公共下水道事業費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第13処理分区 14工区－7・11工区－6）、金額でございますが1億円、翌年度繰越額7,650万円でございます。その財源内訳といたしましては、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金3,750万円、地方債3,900万円でございます。

以上、簡単ではございますが6月議会定例会において、ご報告する予定でございます、平成19年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

（ な し ）

委員長

次に、（6）斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱についてと、次の（7）斑鳩町耐震改修促進計画の策定については、内容が関連するものでありますので、一括議題として行います。理事者の報告を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、（6）斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について、（7）斑鳩町耐震改修促進計画の策定についてを、あわせてご説明を申し上げます。

まず、平成18年度から実施しております斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業でございますが、この支援事業におきまして、国、ある

いは県の方から補助をいただいて実施をしているところでございます。平成20年、今年度からはこの支援を国の方から受けるためにこの(7)の斑鳩町耐震改修促進計画の策定が要件となっておりますので、あわせて関連報告としてご説明を申し上げます。

まずそれでは6番目の斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元に資料10といたしまして、改正要綱、要綱の新旧対照表、要旨及び事業の新旧対照図をつけさせていただいておりますので、ご覧頂きますようよろしくお願いいたします。説明につきましては、要旨によりまして、ご説明を申し上げたいと思います。

要旨をご覧いただきたいと思います。資料の4枚目でございます。

平成18年度より実施しております既存木造住宅耐震診断支援事業におきまして、木造住宅の耐震診断にかかる費用といたしまして、3万円のうち2万円を町で負担いたしまして、残り1万円につきましては、診断を受けられる住宅所有者の方に、負担をさせていただいております。

しかし、耐震診断の更なる普及促進を図ることを目的といたしまして、住宅所有者の費用負担の無料化に向けまして、今年3月に県の奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業が制度改正されたことを受けまして、本町におきましても、町の支援事業の適用を受けて実施される耐震診断につきましては、住宅所有者の方の負担額を無料化し、3万円全額を町で負担するよう費用負担の割合を改正することといたしました。

なお、本事業は国及び県の補助を受けて実施しております。これまでは、国の補助額が1件あたり1万円、県の補助額が1件あたり5千円となっております。町の実質的な負担額につきましては、1件5千円でしたが、住宅所有者の負担の無料化の実施に伴いまして、国の補助額が1件あたり1万5千円、県の補助額が1件あたり7,500円、町の実質的な負担額は1件あたり7,500円となっております。

続きまして、要綱の改正箇所について、ご説明を申し上げます。

改正箇所は3点となります。

まず、1点目が助成内容について定めております第6条関係でございます。本条におきまして、経費の負担割合といたしまして、町の負担額は2万円、所有者の負担額につきましては、1万円と定めておりましたものを、全額の3万円を町において負担するように改正するものでございます。

次に、2点目が負担額の支払いについて定めております第9条関係でございます。

同条第2項におきまして、建物調査の終了後、住宅所有者が耐震診断員に個人負担額を支払う旨を定めておりましたところ、住宅所有者の負担がなくなりましたことから、本項を削除するよう改正するものでございます。

最後に3点目が、用語の定義に関する内容を含んでおりました第9条第2項が削除となりますことから、第10条におきまして、新たに用語の定義を追加するよう改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日より施行することといたしておきまして、今年度の募集分から無料化の適用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして（7）斑鳩町耐震改修促進計画の策定について、ご説明を申し上げます。

お手元の資料11ということで配布をしております。ご覧いただきたいと思っております。ホッチキス止めをいたしました斑鳩町耐震改修促進計画（素案）という資料と、A4、1枚でございますが、斑鳩町耐震改修促進計画（素案）の概要という標題の資料をご用意させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、本計画の策定を行うことといたしました経緯から、説明をさせていただきます。

今から13年前となりますが、平成7年に発生いたしました阪神大震災では、住宅や建築物の倒壊が原因となりまして、多くの死者が発

生いたしましたことから、この教訓を踏まえまして、建築物の耐震改修の促進に関する法律、通称、耐震改修促進法と申しますがこれが施行されました。

近年では、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が日本各地で頻発しております他、東海・東南海・南海地震につきましては、発生の切迫性が指摘されているところでございます。こうしたことから、平成18年に耐震改修促進法が改正施行されまして、建築物の耐震化を計画的に図るために、都道府県におきましては、耐震改修促進計画を策定することが義務付けられました。また、市町村においては計画の策定を行うよう努力義務が、新たに定められたところでございます。なお、奈良県では平成19年に計画が策定されまして、これを受けてこの度、当町におきましても、計画の策定に着手をしたところでございます。

それでは、耐震改修促進計画（素案）の概要という資料をご覧くださいいただけますでしょうか。

まず、本計画の目的及び計画期間についてでございます。

資料の上段部分をご覧くださいと思います。

本計画の目的につきましては、安全で安心してくらするまちづくりを目指して、大地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体、財産を守り、被害を最小限に留めるため、住宅及び多数の人が利用する特定建築物、そして防災拠点となります庁舎や公民館などの公共建築物を中心とした建築物の耐震化を総合的かつ計画的に推進することといたしております。

また、本計画の計画期間につきましては、上位計画にあたります国の基本方針及び奈良県の耐震改修促進計画に準じまして、平成20年度から平成27年度までの8ヶ年の計画といたしております。

次に、本計画において定めております耐震化の目標についてでございます。資料の中段の黄色に塗った部分をご覧くださいと思います。

まず、初めに、国の基本方針並びに奈良県の耐震改修促進計画にお

きまして定められております耐震化の目標についてでございます。

平成17年に開かれました中央防災会議におきまして、平成27年までに東海地震、東南海、南海地震による人的被害及び経済被害額の想定値を半減させるという建築物の耐震化緊急対策方針が定められたことを受けまして、平成18年に策定されました国の基本方針では、住宅及び学校、病院、百貨店などの多数の者が利用する建築物の耐震化率につきまして、平成17年時点75%であったものを、10年後となります平成27年には90%とするという目標が示されております。

また、この国の基本方針を受けまして、平成19年に策定されました奈良県耐震改修促進計画におきましては、平成27年までに、住宅及び民間特定建築物の耐震化率を90%に、そして県有建築物の耐震化率を90%以上にするという目標が定められております。

こうした国の基本方針、そして奈良県耐震改修促進計画に定めております目標を踏まえまして、斑鳩町耐震改修促進計画におきましては、住宅、特定建築物及び町有建築物に関しまして、それぞれ耐震化率の数値目標を定めております。

資料の中段、一番右端の部分でございます。

まず、住宅につきましては、平成19年度における耐震化率は69%となっております。この数値を計画の期限となります平成27年度には、90%とすることを目標といたしております。

次に、特定建築物につきまして、平成19年度における耐震化率は72%でございます。平成27年度に、住宅と同様に90%とすることを目標といたしております。

最後に町有建築物についてでございますが、平成19年度におけます耐震化率は49%となっておりますが、平成27年度におきまして、90%以上とすることを目標とさせていただいております。

全体を整理をさせていただきますと、町の耐震改修促進計画では、計画の期限となります平成27年度に、住宅及び特定建築物につきましては90%、町有建築物につきましては、90%以上とする耐震化

率の目標を定めております。

続きまして、この目標に向けまして、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針として定めておりますものが、耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針でございます。

資料につきましては、中段の黄色の部分の下のところでございます。耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針という見出しの枠内となります。

耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針といたしましては、住宅・建築物の耐震化は、住宅・建築物の所有者が自ら取り組まなければならない問題であるということを前提とした上で、町といたしましては、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備に努めるとともに、耐震診断や耐震改修に必要な費用の負担軽減につながる事業などを実施することによりまして、建築物の耐震化の促進を図ることといたしております。

本計画におきましては、この取り組み方針に基づきまして、住宅・建築物の所有者等、町、建築関係団体のそれぞれの役割を定めております。この内容につきましては、資料の取り組み方針の1つ下でございますけれども、住宅・建築物の所有者等、町、建築関係団体の役割という見出しの枠内に記載をさせていただいておりますとおりでございます。

続きまして、資料の一番下になります耐震化を進めるための具体的な施策の展開という見出しの枠内をご覧くださいと思います。

目標の達成に向けまして、どのような施策を実施していくかということについてでございます。まず、既存木造住宅耐震診断支援事業の推進といたしまして、先程、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱についてご説明させていただきましたように、平成18年度から実施いたしております耐震診断の補助制度につきまして、今年度から、住民負担の無料化を実施いたしまして、更なる耐震診断の普及促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、相談体制の整備及び情報提供の充実といたしまして、耐震診

断や耐震改修に関する相談対応に加えまして、耐震化促進税制の説明、あるいは専門家・事業者の紹介体制の整備、窓口業務の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、これまでの地震の被害の状況から対策の必要が指摘されておりますブロック塀の倒壊防止、窓ガラス及び天井等の落下防止、エレベーターの閉じ込め防止の対策につきましては、安全措置を講じていただくよう啓発を行って参りたいと考えています。

この他、パンフレットの配布、各種広報媒体を活用いたしました耐震化の普及・啓発の実施、リフォームに合わせました耐震改修の誘導、家具の転倒防止策の推進、自治会等との連携によります耐震化に向けた取り組みの支援、庁内での耐震化に向けました推進体制の確立、関係団体との協働による推進体制の確立等の施策を実施することによりまして、本計画におきまして掲げております耐震化率90%という目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

最後に、策定手続きの今後の予定でございます。6月中旬頃から6月下旬にかけて、この計画素案に対しまして住民の皆様のご意見をお伺いさせていただくということを目的にパブリックコメントの実施を予定いたしております。

その後、パブリックコメントでいただきましたご意見を計画に反映させていただいた上で、7月末頃までには、計画の策定手続きを完了いたしまして、公表をしてまいりたいと考えております。

以上が、斑鳩町耐震改修促進計画の策定につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、なにかお聞きしたいことがあればお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 この1枚刷りのカラー刷りの分なんですけども。斑鳩町耐震改修促進計画案、平成20年を見ますと平成19年度住宅耐震化率、まあこれ一般住宅かと思うんですけども、69%で出てるんですけど、耐震

診断今現在された割合はどれぐらいですか。

都市整備
課長 ちよつと割合の方は計算はしておりませんが、まず斑鳩町が行っておりますこの事業で診断をされた方は45棟、45件の方というようになっております

浦野委員 まあ45棟、極端に約1万戸あるうちの45棟ということなんですけど。それで69パーの耐震化率って出てるんですけど、その辺どうして出たんですか。

都市整備
課長 この69パーセントの耐震化率ですが、改修計画（素案）というこの冊子をご覧いただきたいと思います。これはですね、既存の9ページをご覧いただきたいと思うんですが。9ページのところに耐震化の現状という2の4というその項目がございます。国では平成15年ですね、住宅土地統計調査という調査をおこなっております。これは5年ごとに実施をされている調査でございます、平成10年、平成5年とさかのぼってこれは昭和23年から実施をずっとされているものでございます。そういった調査のデータを基にこの数値を算出をしているという状況でございます、この15年から平成19年度まで、この4年間につきましては平成15年以前の伸び率、これを参考に推計をしたものでございます。その結果が69パーセントということになっております。

浦野委員 もう一つ平成19年度の町有建築物耐震化率が低い49パーとなってるんですが、これもちょっと気になる数値なんですけども、どうして低いんでしょうか。建てられる時の強度はなかったんでしょうか。

都市整備
課長 もちろん建築物の建築年次がいろいろございまして、それぞれの時点で必要な設計はもちろんされていると思いますが、現在の耐震化ということで保有耐力に対します、実際の耐力的には持ってないと、結

果的に現時点でのチェックでそうなったということでございます。

浦野委員　まあその時点時点での建築物だという話なんですけど、平成27年度までに90パーセント以上の耐震化率を出すということですが、そこには費用もまたかかると思うんですけど概算費用とかは出てるんですか。

都市整備課長　耐震化促進計画の（素案）の中で、14ページに町有建築物の現状というものを示してございます。全部でこの中に表がございまして、102棟、建築物がございまして。その中で耐震化をされていない建築物もございまして。この建築物も相当な数ございまして、これがそれぞれ現在の段階で具体的にどういった耐力をもっているかというのは耐震診断をしてみて、それによって現状把握をしていく必要がございまして。従いまして今後耐震診断をした上で、どういった改修をしていくかということを見極めた上で実際にどれぐらいの費用がかかっていくかということらへんが出てくるものと思いますので、現状では全体の費用というのは概算では出ておらないということでございます。

浦野委員　もうちょっと聞きたいんですけども。一般の住宅の耐震診断したいという希望あったとして、設計図面がない場合ですね、柱が見えてない場合はいわゆるブレスをどのように入れるかの計画の中で、壁を破ったりとかいうこともありうるんでしょうか。それと建物の規模ですね、大きな建物もあるし小さな建物もあるんですけど、全部3万円の費用で耐震診断をしていただけるんでしょうか。

都市整備課長　この斑鳩町で実施をしております耐震診断でございますけれども、これは簡易診断ということでございまして、物理的に壁を破ったりという作業はいたしません。もちろんおっしゃっていただきましたように図面があれば一番いいんですけども、図面がない場合、まあ専門家でございますので、そこらへん聞き取りも含めました調査をして、壁を

壊したりという調査をせずに診断をするものでございます。

それと2点目のご質問でございますが、住宅の規模でございます。これはこの耐震診断支援要綱におきまして250平米までの床面積の建物いうことを定めております。これ以下の建物であれば一律3万円ということになっております。

浦野委員　もう1点お願いします。1万円の住民負担がなくなるということなんですけども、その住民の周知は広報等で行われると思うんですけどもそれでよろしいですか。

都市整備課長　はい、その通りでございます。この耐震改修促進計画を発表いたしました後に、広報で募集をかけさせていただきたいと思っております。

委員長　吉野委員。

吉野委員　この激甚災害については、議会においても私も質問させていただきました。その時に私が調べた内容がありましたんですけども、公共物の診断率とか大変低い数字でしたんで、ちょっとこれ質問差し控えようかと思って質問しなかった経緯があります。今、現在公共物特に学校関係ですね、これはどのような状況でしょうか。

総務部長　学校関係につきましては、ご承知のように予算の段階でも財政推計というのを出しておりました。その中の1番下の方で学校耐震計画、総事業費34億円で順次整備をしていくということで進んでおります。今年度につきましては、斑鳩中学校、前年に引続いて、また斑鳩小学校も順次やっておりますんで、それに基づきまして、順次小学校の方では整備を進めて参っておるところでございます。

吉野委員　先程の中国の地震についても、死者が斑鳩町の人口よりも多くなると、大変なことになっております。特に学校に関しては報道などで言

われている通り、手抜き工事じゃないかとか色々言われて問題になっておるところなんですけども。先日テレビを見ておりましたところ、ガソリン税ですね、道路特定財源を道路だけにしか使わせないなんていうのは国会議員は、言葉は慎みますけども、その司会者は大変きつい用語で何を考えているのかと、こういう風なことをおっしゃってました。ですから一般財源にしてですね、第一に公共物、特に学校の耐震をきちっとやらなければならないんじゃないかなと思います。その番組の中でですね、耐震化率の状況を各県別とかランクが出ておりました奈良県は、まあどんなランクでも奈良県はいつも低いんですけども、やはり低いと、これは自治体の首長の意識、それから議会の意識、つまり住民の意識が低い所は低いんだとこういうことを言われておりました。なるほどなど、そういうこともありうるんじゃないかなということで、ぜひともこれは斑鳩町は人に優しい町、人の命を大事にする町ですから、一般住宅はもちろんのこと、特に公共物についてはきちっと進捗計画を早めてでもですね、やっていかなければならないだろうと思います。斑鳩町の庁舎そのものは大丈夫なんではないでしょうか。

副町長 簡単に言わせてもらえば、新耐震以後の建物ですから大丈夫ということですよ。

吉野委員 ちょっとまた別の話、清涼飲料水の業者さんからこないだも大和川の訓練の時にその清涼業者のテントまわっておりましたら、清涼飲料水の自動販売機、これ地震がきても倒れないようにっていうのは今、当然常識的にやっておりますと、そしてまた激甚災害の時に飲料水の確保などについては全部無料で開放するんだと、こういうような話があります。他の安堵町とか奈良市とか聞きましたらその通りになっているということを知っておりますが、斑鳩町は清涼飲料水などの災害時の無料にして全部地域の皆さんに使ってもらうというこういう案についてはどんな風になってますでしょうか。

総務部長 これにつきましては、ある業者と協定を結んでおりますので、災害時の時にはそういう協力をさせていただけるということで、この前の防災訓練にも参加していただいておりますし、またパンの業者さんとも協定を結んでおりますので全面的に協力はさせていただけるものと考えております。なお、先程の教育委員会のこと、学校のことにも触れておりましたけども、補足説明させていただきますと、今、文部科学省の方でも国庫補助率を上げていくなり交付税算入を増やしていこうという検討もされておりますので、その状況を見る中で、当然、本町といたしましても、そのスピードを速めていくことは当然ながら検討してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者側から何か報告しておくことがありますか。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 その他でございます。前回の委員会におきまして、西谷委員よりご質問いただいております、いかるがパークウェイ小吉田モデル区間の築造に伴います道路や水路の付け替えなどに要する町の負担額についてということについて、ご説明を申し上げたいと思います。

いかるがパークウェイにつきましては、国道事業ということで、国道築造に伴う費用といたしましては、道路法によりまして、国の直轄事業の場合は、国が3分の2、県が3分の1ということで、負担割合を定められているところでございまして、いかるがパークウェイにおきましても、小吉田モデル区間においては同様の費用負担が行なわれておりまして、パークウェイができることによって起因する道路や水路の取り合い、これにつきましては国がすべて費用を負担しておるというところでございます。したがって、そういった部分での町の

負担はないというものでございます。

しかし、いかるがパークウェイは斑鳩町のまちづくりの根幹をなす道路ということで位置付けておりまして、これから発生いたします交差する町道等、これは斑鳩町のまちづくりとして必要な道路改良、これは必然的に町として改良を行うこととなります。で、モデル区間におきましては町として改良を行った道路がございます。これにつきましては、平成15年度から平成17年度のこの3ヶ年におきまして、道路新設改良費で約4千6百万円、これは用地と工事費でございます。これを執行しているというところでございます。以上、報告でございます。

西谷委員 今、町道の改良で4千6百万ということで、あと水路とかっていうのはそれに起因するから国、県の負担でやったということで、そういう解釈でいいんですか。

都市整備課長 はい。いかるがパークウェイ小吉田モデル区間ができることによりましてパークウェイからの排水これが増える分がございます。それに起因いたします水路改修、これは国の負担でされるということでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。理事者の方。
藤川都市整備課長。

都市整備課長 すいません。もう一点ご報告を申し上げたいと思います。3月定例議会の一般質問の中で、吉野委員の方から、大和川の第1緑地、神南の大和川河川敷公園でございますが、これの利用に関しまして、スロープを設置できないかといったご意見をいただいております。一般質問でもお答えはいたしておりますけども、吉野委員とされましてもスロープの設置をなんとかということもございまして、再度、大和川河川事務所とも協議いたしていたわけでございますが、やはり現状で

はスロープをもう1箇所増設することはできないという結論になりましたので改めて報告をさせていただきます。

現在、河川敷公園への進入口といたしましては、この区間の中で2箇所のスロープが、範囲のほぼ均等になるように配置をされているところでございます。階段も4箇所設置をされておりますので、ご希望の形ではないかと思いますが、できるだけ現状のスロープをご利用いただきまして安全にご利用いただきたいと思っておりますのでよろしくご理解の程お願いしたいと思います。以上、報告とさせていただきます。

吉野委員

今、課長からお話がありました通り直々に町の方から出向いて、私も老人会の方に出向かれて、たくさんの老人と一緒にこの問題を話し合いました。あそこ、あの大和川河川敷公園には思いがけないような遠くから人が利用してきましてですね、議会だよりにあの件はどうなったんだと意外な人から聞かれたりしまして、意外と議会だよりって大変読まれているんだなど、気持ちを良くしたわけなんですけども。藤川課長もご存知の通り、あの説明会っていうんでしょうか、あの場所でいわゆる後期高齢者の方たちの強い意見を聞かれてたじたじとなったんじゃないかなと思います。実際に町長の議会での答弁も大変思いやりのあるような答弁で期待を持ってみなさん見ておりました、聞いておりました。あれはその後どうなったんだと同じ笠町の人間じゃない人からも聞かれまして、実際にあのスロープは確かにあのなだらかなスロープ、百何十メートルもあるようなスロープがあります。私もそういうスロープじゃなくて、そういうお金のたくさんかかるような立派なスロープじゃなくて、笠町は坂の町ですから、あれ以上のかなり急なスロープがあります。ですからそのスロープから比べたら大変ゆるやかなスロープになるわけなんですけども、1箇所、もう1箇所、昭和橋寄りに設けていただきたいと、何百万かかるようなスロープを求めているのではございませんので、一人一人がやっと通れるぐらいの老人が、あるいは若い子どもさん達でも危険のないような道、つい階段があればそこを使ってしまう、それで事故になれば大変な本

当に致命的な事故になるんじゃないかなということで、後期高齢者の方々が口々に意見を申し述べたわけです。で、まあ極端な例は運動もしないで家に閉じこもって早く死ねばいいといいのかとそういうようなきつい言葉も出たぐらいです。老人はですね、楽しみで、ただの単なる楽しみで河川敷公園に行ってグランドゴルフやってるわけじゃなくてですね、1日1日をいかに健康な期間を延ばそうかということで行ってるわけでありまして。そういうことを考えていただきましたら、もう一度考えてもらいたい。あきらめたわけではございませんということでもまあお帰りいただいたわけなんですけども。こないだのグランドゴルフの会の後にある一人の方がやめるんだと、足も痛くてスロープなんて遠回しでこれないし、階段も下りられないと、もうやめるんだということを言いました。そうしたら10人程集まってきた人たちからですね口々に絶対やめるなど、そのまま家に閉じこもってしまっただけでは今までやってきた事が何もならないんじゃないかと、こういうような慰めの言葉がありまして、ご本人もじゃ続けようかと、こういうような状況になってきたんであります。ですから法律でこうだからこうというんじゃないくてですね、その法律があるとしたらどんな法律なのか、やっぱりあの場にもこなかった老人も何名かおられますので、その説明のためにも文書にして、こういう法律のためにあれはできないとこういうことをお願いしたいと思います。

都市整備
課長

今、吉野委員おっしゃいましたように老人会の皆様方とお話もさせていただきまして、皆様が非常に健康のためも含めてですね、日頃グランドゴルフをされていると、そこにはできるだけ楽に行きたいとそういうご意向は、ひしひしと伝わってきたところでございます。しかしながら、一番最終に委員おっしゃっていただきましたように、我々としては新しいスロープ、これを作るにあたりましては、奈良県住みよい町づくり条例、バリアフリー法等、色々、できるだけ老人の方や、老人の方だけではなく、障害を持たれている方も含めて、皆さんに安全に通っていただけるような構造規定がございます。このスロープ

の勾配につきましても、もう少しきつくても、あるいは幅につきましても、1人が通れたらそんでいいんやとお気持ちはわかるんですが、こういった施設を新設いたします時にはやはりそういった構造基準であつたり安全基準いうものに従って設置をしていく必要がございます。したがいましておっしゃっていただいているようなちょっときつめの、まあ法は法であってもそれよりちょっときつめのスロープというのは我々としては作れないという状況でございます。

そういったことで、それともう1点ですが、このグランドゴルフをされている場所がやっぱり堤防から4メートルちょっと下がったところでございます。そこへ降りていくためには、やはり規定の長さのスロープが必要でございます。グランドゴルフの位置が大きく変わるようであればまた話は別ですが、ほぼ同様のところでされているということでございまして、スロープ位置を変えても歩いていただく量、長さ、距離はほとんど変わらないんじゃないかと思えます。そういった中で勾配の急なスロープは作れないということでございますので、その点につきましてはご理解をお願いしたいと思えます。

吉野委員 その法に関してはよくわかりまして、その時も課長から気持ちはよくわかるんだということを聞きまして、我々気持というようなものではないんですよ。子供さんを、3歳児とかいう子供さんを抱っこしてですね、若いお母さんが河川敷公園へ急な階段を降りてきます。これも転んだらえらいことになると、足踏み外したらえらいことなるというような事態であります。あきらめたわけではございませんので、ぜひまた何回も陳情に行くかもしれませんので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

委員長 他に理事者から報告はございませんでしょうか。
池田総務部長。

総務部長 私の方からですけども、斑鳩町の農業委員会委員の選挙の日程が決

まってまいりましたのでご報告を致したいと思えます。

まず7月1日であります。告示日と立候補届出の受付が7月1日でございます。それと投票日が7月6日の日曜日となっております。なおそれに先立ちまして準備事務といたしまして、6月19日木曜日ありますけれども、立候補予定者の説明会を開催いたします。6月19日木曜ですけれども立候補予定者説明会を開催いたします。なお農家組合等を通じまして、事前に選挙管理委員会の方からチラシ等も配布させていただきますこともあわせてご報告をさせていただきます。以上であります。

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。

西谷委員

さっき聞き忘れたんで、ちょっとあのお聞かせ願いたいんですが。その第一地所の雨水と汚水の接続の間違いによって、下水道料金の返還ということでおっしゃっていたんですが。返還額いくらかっていうのと、施工業者名とそれと実際、その雨水管に流れたわけですから、実際、その経路としてどういう形で汚水の流れた先ですね、その経路ちょっと教えていただけませんか。

上下水道
部長

返還額につきましては、下水道料金の返還額につきましては約3万9千円でございます。そして業者名につきましては、指定工事店業者名につきましては現段階、責任はございませんので、名前の方は差し控えさせていただきたいと考えております。そして経路としましては、まず松楽園の西に入った所から道路を南へ下っていく、ほぼ真ん中のメインの通りを南へ下っていくのに暗渠が入っておりますけれども、その暗渠を通じまして最終、都市下水路、第12号都市下水路、ラポールの前ですけれども、そこへ抜けるといった経路でございます。延長としましては約350mでございます。

西谷委員 いやあのね、別に私は施工業者が責任があるとかないとかやのうて、実際どこが行ったんですかていうことを聞いてるだけで、それを責任がないから言えないとかという、そういう問題ではないと思うんですけども。

上下水道
部長 そうしましたら、施工業者、指定工事店につきましては、大角工業でございます。

(「追加でお願いします。」の声あり)

上下水道
部長 まずあの責任がなぜないかということですけども。それだけ追加で説明させていただきます。といいますのは、あくまでも公共ますの誤認をしておったと、それが下水道台帳作成コンサルタント及びそれを認めてきました町でございます。そうしたことからその誤認の状態で業者の公共ますの確認あった場合そういう形で指導してしまったといったところで、最終その指導に基づいて工事を進められたわけですが、完了検査につきましても、町が入ってそれを認めてしまっていたというところでございます。以上で、責任問題です。

上下水道
部長 下水道、今指定工事店につきましてはまず素朴に確認に来ていただいたと、そして間違った形で町が指導してしまってたいう事が大きな問題点でございます。

西谷委員 あのね、ちょっと素朴に思うんやけど。実際、下水道を公共ます作るような時に、雨水と汚水ますと二つ作るんですよね。そこで、まず業者が汚水と雨水ますをつける時に、要は町が台帳を整理する時に間違うたということなんですか。それが1点と。実際に条例で読む限りは、後の完了検査っていうのは職員がやりますよね。職員がやった時には実際に汚水ますに流れているかどうかっていうのを検査するわけ

ですね。その検査をやってなおかつ間違っただけというのはどうも自分では理解できへんねんけども。どうしてそういう間違いが起こるのかなっていうな、ちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

副町長 我々もこの件についてはどう考えてもこんなことあんのかなと思いましたが。細かい精査をいたしますと、まず下水道台帳が、下水ますを図面に入れんのを、それを雨水ますとして位置付けしていたということ。そして先程も西谷委員のご質問のように、当然、汚水ます接続した後には町の検査を行います。この検査の時にわかるはずというのが我々の認識です。それを怠ったという事は事実でございます。これをどうせえあせえということになりますと、町は処分問題いろいろ検討していかなければならないと思うんですが、やはりこれからもそういうような事のないようにですね、検査行く者は施工後においても十分チェックするということをしていきたいと思えます。今なったものについてはその検査の色々な関係の責任ということで町は対応していきたいなど、職員に対する処分をしていきたいなどこのように今現在思ってます。以上です。

西谷委員 今、副町長から話があったんですが、ただこの雨水ますと汚水ますちゅうのはそのますの上にちゃんと蓋に書いてますよね。汚水ます、雨水ます。その書いてる蓋が違うてたんか、実際に雨水ます、汚水ますで作って実際のその本管に接続する工事が間違ってたんかそれはどっちなんですか。

副町長 あの汚水ますは斑鳩町のマーク入ってます。それで雨水ますは個人でされる。それをそのよく似たね、そのますだったんで、いわゆる下水道台帳作る時にそれが間違っただけで整理したということが一つ大きな原因です。

次に、それを接続する時に、汚水ますは斑鳩町のマークついてる、雨水ますはついてない、これを十分確認すべきだったと。ただ業者は

おかしいのちゃうかという指摘があるにもかかわらず、町としては下水道台帳をこれはもう当然正しいものということで位置付けして逆にこっちにつなぎなさいと。正直言いますとそういうことになるということでございます。こういうな事が起こるはずのない事故がおこったということでございますから、西谷委員のご指摘は本当にごもったものご指摘だと思っておりますが、町としては今後このような事のないようにですねやらなければならない。下水道、これがあったためにすべてを止めるというわけにはいかない。また、それに対する色んな問題についてはこれから対策がされていくということが大切であるとのように思います。

委員長 副町長、下水道台帳を作ったコンサルについてはどういう風に考えてますか。

副町長 もちろん下水道台帳作成したコンサルにつきましては、大きなペナルティをかけたいと、このように思ってます。ただまず先程説明いたしましたように、興留5丁目内の水路、そしてそれに放流する12号都市下水路、そこまでのですね、清掃をすべてやらすということにいま確認をしております。これももうすぐにかかると思います。

委員長 台帳の見直しは、というか確認はどないなってます。他のそういった間違いはないということで、台帳とのチェックは。

副町長 もちろん台帳も含めてですね、確認をしていかなければならないし、今このような事例が発生した場合については、興留5丁目の件だけじゃないと思うんです。斑鳩町全体に、建築されたところが切り売りして3件とかなったというようなこともあると思います。そういうものがこういうなことになってないかということをチェックしてまいりたいとこのように思っております。

西谷委員 ついでに台帳作成したコンサル名を教えてください。

上下水道
部長
委員長 内外エンジニアリングです。
他にございませんでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 前回の委員会で、河藪橋の欄干の根元のコンクリートの角を通行しやすいように取ってくれと申し出たんですが、その後どうなってますか。

建設課長 現場も確認をさせていただきまして、元々、ああいう状況の欄干を固める基礎ということで、あれが通行の邪魔になるという風には私の方では判断しておりませんので、撤去はしないつもりでございます。

浦野委員 それならそれでまた報告もしてもらいたいですよ。やっぱり。でも課長おっしゃるように通行の邪魔にならないとおっしゃいますけども、交差点自体歪んでますので、西向けて橋を渡る際にやっぱり左後輪を引っ掛ける車の跡があったと思うんですけども。欄干の根っこのコンクリがかなり幅とられてますので、まあ橋の有効部分が狭いということも事実ですので、まあもう一度点検していただきたいと思えます。これ住民のやっぱり要望を我々代表して言ってますので、そのまま判断されてほったらかしというのはやめてほしいです。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。
吉野委員。

吉野委員 あのちょっとしつこいようなんですけども、スロープの件でこれに関連することなんですけども。こういう文章を読みました。コンプライアンス、いわゆる法令遵守が国を滅ぼすという、つまり法令をその通りにしか解釈しない、国が国を滅ぼす、で国の所にカッコして地方

自治体を滅ぼす、なんとかを滅ぼす、いろんな文章がここに入るんだと、こういうことであります。で、その法律だとか、条例だとか、それを守ることはたしかに大事なんだと思います。ですけども今、国を政府と言います。だけども地方自治体も地方政府といわれるような時代になってきたわけですから、色んな考え方で住民に良かれというような措置はその法規を無視じゃなくて色んな解釈をして、是非住民にいいような方向でやっていただきたいと思います。

それとよろしいでしょうか。私の方の地区にマンションが完成しました。で、これ要望書出しまして、私もこの自治会でもこの委員会でもいろいろ発言しておりました通りでございますが、その時の議会側の平成19年6月15日の取り纏めには、こう書いてあります。短い4行ばかりの文章です。読まさせてもらいます。神南4丁目マンション建設については、法令等の規制の範囲内で契約が進められているが、斑鳩町開発指導要綱第6条の規定にあるとおり、業者においては、今後も引き続き、計画地周辺住民及び自治会と誠意を持って協議し、必要な事項について合意形成を図るよう、町より指導していただくこととする。とこういう取り纏めがいただきました。結果を言いますと、結局完成しましてですね、50戸の予定、現在半数も売れておりません。半数どころか3分の1ぐらい、しかも実際に契約して入居したのはもっと少ないと、こういう状況です。で、我々はどうしても建てるんだったら3階建てまでにしてくれと、そして住居数も少なくしたらどうかと、こういう提案をさせていただきました。ですけども、それはまあ業者側がノーということで既定どおりのものができてしましまして、現在のような結果になりました。これ社会資本としても大変な損失です。あのまま放置されるのか、あるいはまあどんな風にかして人を入れていくかもしれません。値段を下げるとか、そういう方向を今考えているだろうと思いますが、あれほどの建物をですね、私、斑鳩町内のマンション現場はあちこち見て歩きましたところ、あれほどそれまで住んでいる住民の意思とか景観とか環境を阻害して建てられたマンションていうのは斑鳩町にはあれが初めてです。他のマンショ

ンに関しては、ほとんど一般住居からかなり離れたものでできております。そういう意味からいっても、できてしまったものは仕方がないということでありましょうけども、もう一回あの件について、何の違和感もないというようなことありましたけども、住民にとっては大変な違和感でありまして、また特に国道25号へ出るあそこの町道、斑鳩町道と三郷町道、これに関しては引越しの車が来るたびにあそこへ警察の車が来て、いちいち荷物の積み下ろしを一般の通行の害にならないようにということで指導しております。あそこの地点が一番我々の地域住民としては、最も交通事故の恐れる場所でありまして、実際に建築中にこないだ私が発見したような大事故が起きてしまいました。で、その後も同じような自転車が危なくひかれそうになって、自転車を放り投げて逃げたとか、こういう話がたくさん出る場所であります。斑鳩町においても、この辺のことをよく理解していただきまして、今後このような状況が進む場合にはですね、よく考えていただきたいと思えます。

もうひとつは、あの三室病院前のマンションの件、これは現在中止となっております。この時にも我々住民の方から斑鳩町の方へ申し入れいたしまして、あそこのマンション、あそこは150戸なんですけども、結局建てていけば、完成していてもですね、入居者はないような状況ではなかったかと思えます。あそこをですね、建てるという前提の下に、緑の植栽を全部伐採して、途中でやめたとか、やめたってことで業者が放り投げた場合に、その際の心配を私ども住民が一番したわけでありまして。この件も町の方に私申し述べてありますけども、やっぱりコンプライアンス、法令遵守だけではないぞというところも斑鳩町ぐらいの大きな自治体としては示していくってということが、今後の地方自治をやる上には大事なことではないかと思えますので、町の職員さん方も優秀な方がいっぱいおられるわけですから、ひとつよろしくお願いたしたいと思えます。以上です。

副町長

まず法律を無視してでも、町の住民の要望に対する対策や対応を行

えと、こういうことのご指摘でございますけども、我々はすべての法律ですね、条例の下で職務を遂行する、これはもう議員皆さんも同じことやと思います。それを乗り越えてするということは非常に難しい。ただ、拡大解釈によって行うケースバイケースの場合もあるわけでございます。そのケースバイケースがあっても指導という以外はないわけで、そういう我々に与えられた職務がございますので、吉野委員がおっしゃるように町を、法律を無視してでもやれということは、これはできないということで断言できます、このように思います。

吉野委員 私、言葉を選んで申しております。法令とかコンプライアンス無視してでもやれってことは言っておりません。これは一言付け加えさせてもらいます。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 もうひとつ、観光駐車場、iセンター前の駐車場の件でございます。これも町の方には観光ボランティアの方からも報告はいつているだろうと思いますが、町の法令っていうんですか、どおりですね、我々観光ボランティアも受益者ではないんですけども、まあ議長さんの方からも観光ボランティアに対して配慮という大変いいお話もいただきまして、そのことで観光ボランティア討議いたしましたけども、結局駐車料を支払うとういうことで決定いたしました。また議会および議長さんから大変我々にとってはいい発言をしていただきましたことを、観光ボランティアのみなさん感激しておりまして、そのことを付け加えさせていただきます。以上です。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 前回ですね、西谷委員から発言がありました松尾山の参道といひますか、道の件でございます。あれをやった業者っていうか、ボランテ

ィアさんは私の知ってる人ではないかなと思ひまして尋ねましたところ、その通りでした。で、私の家に来られましてこの議事録の抜粋を見せましたところ、実際に伐採している間に通行される方もおられて大変無礼な事を申し上げたと、それに関しては町の観光課さん、あるいは発言された議員さん方にもご迷惑かけたかもしれないと、大変申し訳ないことでありましたということで、私のところに謝りにきてもしょうがないですけども、そういうことがありまして。しかし仕事そのものは国あるいは県、その他の地方自治体の指導をいただいてやった行為でありまして、これに関しては問題はないと思っていますということでございました。そういうことを報告させていただきます。以上です。

委員長

他にございませんでしょうか。

他にないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。長時間ご苦勞様でございました。

(午前11時15分 閉会)